

解体工事に係る令和5年度からの発注方法見直しについて(お知らせ)

三豊市では、建築構造物の解体工事を建築一式工事（土木工作物の場合は土木一式工事）により、発注しているところですが、平成28年6月1日施行の建設業法改正で建設業許可業種に解体工事が新設されてから既に5年が経過したこと。また、現在の本市における解体工事業者の登録者数や実績なども鑑み、今後解体工事に係る発注の方法を見直すものとします。

1. 見直しの内容及び時期

令和5・6年度の入札参加資格格付後（令和5年6月1日以降）の発注分より、解体工事に係る発注方法を次のとおりとします。

○令和3・4年度(令和5年5月31日発注分まで)

工事の対象	発注（指名）業種区分
・ 建築構造物の取壊し、撤去など	建築一式工事（建築工事業）
・ 土木工作物の取壊し、撤去など	土木一式工事（土木工事業）



○令和5・6年度(令和5年6月1日～令和7年5月31日発注分まで)

解体工事の内容	発注（指名）業種区分
【㊟建築構造物の解体工事】 ・ 建築構造物の取壊し、撤去のみ 又は整地までを行う工事で、総合的な調整を要しないもの	※次のア又はイの資格を満たす者を指名するものとします。（どちらかに該当する者） ア. 解体工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者 イ. 建築一式工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者のうち、解体工事業の許可（本市登録の有無は問わない）を有する者
【㊞土木工作物の解体工事】 ・ 土木工作物の取壊し、撤去のみ を行う工事で、総合的な調整を要しないもの	解体工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者（上記アに該当する者）

【注意点】

※「イ」に係る経過措置

- （１）「イ」による取扱いは、三豊市内に本社を有する者のみとします。
- （２）見直しに伴う令和5・6年度に限定した暫定措置とし、以後は「ア」に統一します。
- （３）発注にあたっては、解体工事の資格基準（ランクや請負対象設計金額）に関係なく、建築一式工事の同基準に準じるものとします。【次表参照】
- （４）「イ」の資格を有する者が「ア」の資格を有する場合は、当該「解体工事」のランクに関わらず、経過措置期間中は「イ」の資格者として取扱います。【㊟の工事に限る】

【参考】「イ」に係る解体工事資格基準表（㊐建築構造物の解体に限る）

競争入札参加資格基準（建築一式工事）			㊐建築構造物の解体工事	
ランク	総合点	請負対象設計金額	請負対象設計金額	備 考
A	900点以上	500万円以上	➡ 500万円以上	・イに該当する業者の解体工事請負対象設計金額は、建築一式工事に準じるものとします。
B	700点以上 900点未満	3,000万円未満	➡ 3,000万円未満	
C	700点未満	500万円未満	➡ 500万円未満	

※解体工事業許可を有していることを条件とする以外は、原則建築一式工事の発注方法と同じです。

【イに係る発注例】

- ・設計金額 3,500万円の建築物の解体工事を発注する場合
 ➡ 解体工事業者 + 建築一式工事Aランク（解体工事業許可を有する者）
 - ・設計金額 2,500万円の建築物の解体工事を発注する場合
 ➡ 解体工事業者 + 建築一式工事Bランク（解体工事業許可を有する者）
- 注意：解体工事業者のランク（総合点）及び請負対象設計金額は、別途定めるものとします。（下記2参照）

※「総合的な調整を要する工事」とは！

総合的な調整を要する工事とは、次に該当する工事とし、当該工事については、建築又は土木一式工事の登録業者に発注するものとします。

- （1）対象物の構造及び機能を十分に熟知した技術者による包括的な安全管理や指導が必要となる解体工事。
- （2）建築物の改修や建替え等、解体と合わせて一体的に行う建築工事。
- （3）解体ほか、複数の工事種別（業種）による付帯工事と併せて行う建築又は土木工事。

2. 解体工事業に係る競争入札参加資格及び格付（令和5・6年度～）

- （1）現行「その他工事」に分類している「解体工事」の資格基準（ランク及び請負対象設計金額）については、令和5・6年度の入札参加資格審査において、当該申請状況やランクごとの登録者数等に応じて見直しを行うものとします。

【見直し3】
解体工事の申請状況（格付結果等）により必要に応じて見直しを行います。

・解体工事に係る資格基準表【現行】 抜粋

種 類	請負対象設計金額	総合評点区分	等級
その他工事	設定しない	820点以上	A
		600点以上820点未満	B
		600点未満	C

【見直し1】
現行の「その他工事」から分離し、「解体工事」を新設します。

【見直し2】
解体工事の新設に合わせ、ランクに応じて設定します。

- （2）解体工事業における平均完成工事高が下記の基準を満たさない場合は、当該入札参加資格の申請はできませんのでご注意ください。

建設工事の種類	完成工事高	備 考
解体工事業	500万円以上	申請時における直近の経営事項審査（経営規模等評価結果通知書）に基づく